

明治5年の巡幸における府県庁の対応 — 民衆への布達に視点をおいて —

長谷川 栄子

はじめに

明治5（1872）年の西国・九州巡幸は、天皇の地方視察を名目として明治前期に集中して行われた大型の巡幸の最初のものである。明治天皇は参議西郷隆盛、海軍少輔川村純義、宮内卿徳大寺実則等70余名の随行者および近衛歩兵1小隊（約100名）と、旧暦の5月23日から7月12日まで、鳥羽・大阪・京都・下関・長崎・熊本・鹿児島・丸亀・神戸の各地を軍艦で移動し（図）、伊勢神宮・孝明天皇陵の参拝、各府県庁での府・県政報告、鎮台・学校・燈台・勧業施設などの視察、浜田地震被災者への救恤金下賜等を行った¹⁾。巡幸先各地では天皇の行列を見るために民衆がつめかけ、人々は注連を飾ったり提灯を掲げたりし、夜には花火を打ち上げるなどの歓迎風景が見られたといわれる²⁾。

近年の巡幸研究におけるキーワードは「視線」である。天皇を民衆に見せる、天皇が民衆を見る、民衆が天皇を見る、民衆が天皇に見られる、という行為が発生する巡幸の特性から、多木浩二、原武史、佐々木克氏らは、巡幸における「視覚的支配」性と民衆の呼応について論じている³⁾。また、羽賀祥二氏は地方の民衆の現況を見ることによる天皇にとっての効果（君徳輔導）について論じている⁴⁾。この研究状況で手薄なのが、「視線」の舞台設定が巡幸の意義とどう関わるのか、という点である。天皇と民衆の「視線」は冒頭で述べたような歓迎風景の中で、すなわちあらかじめ用意された舞台の上で行き交った。その舞台の準備には巡幸の受入先である府県庁が大きく関与していることか

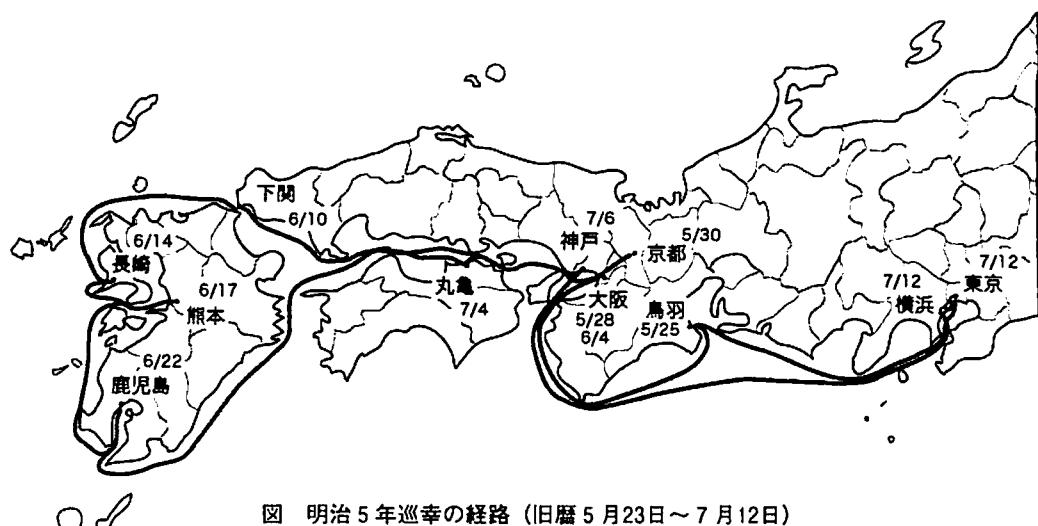


図 明治5年巡幸の経路（旧暦5月23日～7月12日）
(日付は到着日。『太政官期地方巡幸史料集成』第2巻より作成)

ら、各府県庁が天皇に民衆をどう見せようとしたのか、そして民衆に天皇をどう見せようとしたか、を問う必要がある。これについては大日方純夫、森田敏彦、滝沢繁氏等が明らかにしてきた個々の地域の事例や、各府県史、自治体史から個々のあり方を知ることができる⁵⁾。しかし各府県庁の演出の共通点、関連性、差異、そして施行年による演出の差異などについては未だ解明されていない。巡幸の歴史的意義を考察するにはこれらを明らかにすることが必要だと考える。

本稿は最初の地方巡幸である明治5年の巡幸を扱う。明治5年の巡幸については、近年、朴三憲氏が注目し、巡幸は太政官の全国統治体制を地方の官員及び民衆に認識させるために行われたものであると指摘した⁶⁾。それを受け、筆者は明治5年の巡幸先の一つである熊本県庁の対応について検討し、県庁が元熊本藩士で天皇の侍読の元田永孚や侍従米田虎雄（元家老）の助言を受けるとともに、山口、長崎、大阪の準備を参照して巡幸の舞台設定をしたことを明らかにした⁷⁾。しかし、先例のない中で行われた巡幸である上に、各府県にはそれぞれ固有の事情があるはずであり、一県の対応の仕方から全体を推測することは難しい。そこで、本稿は全府県庁の巡幸への対応について、民衆への布達に視点をおいて、その差異と共通性、問題点を検討する。その上で、明治5年の巡幸における「祝線」の意味を解明することをめざす。なお、本稿で史料を引用する際、旧字を新字に改めて句読点を付すこととし、欠字は煩雑さを避けるために省略する。また、新聞記事の引用の際はふりがなを省略する。

1. 明治5年の巡幸における「地方官心得書」

巡幸施行の経緯については前述した拙稿で詳述しているので、本稿の立論上、必要な範囲で簡単に述べたい。巡幸の企画・施行は岩倉使節団の海外滞在中に留守政府が行ったが、施行決定には条約改正交渉の必要から一時帰国した大蔵卿大久保利通が関与した⁸⁾。この施行が決定されたのは留守政府の各省による開化政策推進の主導権争いがはじまった頃で、高橋秀直氏により「開化への競合」と評される時期にあたる⁹⁾。施行の目的は、巡幸の建議書に「僻邑遐隣ニ至リテハ、蓋シ未タ全ク朝意ノ嚮フ所ヲ知ラズ、隨テ王化モ未十分ニ至ラズ、此際ニ当リ因循機ヲ失ハ、天下益々疑惑ヲ抱キ、開化進歩ニ於テ障壁アランモ未タ測ルヘカラス」¹⁰⁾と述べているように、「開化」の進展のためである。また、西郷隆盛が「燈明白台御建立之義ハ外國迄も相響候仕合ニ御座候ヘハ、御巡幸之節、御覽相成候ヘハ尚更厚き思召之處、響合ニモ罷成、旁可宜機会歟と奉存候」¹¹⁾と述べたことが示すように、開化の進展ぶりを外国へアピールすることでもあった。それゆえ巡幸では政治課題である「開化」を表象する洋服（青色で金モール付き軍服）を着用した21歳の天皇が、「佛蘭西人擬ひの軍服」を着用した儀仗兵の警護を受け¹²⁾、騎馬姿で民衆の前に現われ、府県庁と文明開化的諸施設を訪問し、お雇い外国人を表彰した。天皇が未だ断髪せずに結髪であったことは、開化が現在進行していることを示すものであった。

さて、政府は明治5（1872）年5月7日に巡幸の施行を発表したが、巡幸先府県庁に対する準備の細則をすぐに出さなかったため、大蔵省が「御達案」を出して正院に督促し¹³⁾、その案をもとに5月17日に出したのが次の「口達」（本稿では「地方官心得書」として扱う）である。

(1) 一、御休泊行在所、見縁可設置事。但、別段修繕并廻輶舎御輿寄等、不及取設。御馬ニ庄繁川意可致置事。

- (2) 一、御行列拝見可為勝手。尤、往来人不及差止メ。諸民営業平定ノ通可相心得事。
- (3) 一、御道筋新修及竹柵ヲ始、佛堂寺門或ハ不淨所等、掩ニ不及。且辻固メノ儀、臨機相達候儀可有之事。
- (4) 一、御駐輦ノ地方奏任以上官員、伺天機トシテ行在所へ可致参上事。
- (5) 一、諸献上物総テ停止ノ事。(以下、4条省略)¹⁴¹。

休泊所設置の際の特別の修繕不要、献上物不要などの地方官へ対する指示に見られるように、簡素に執り行う姿勢である。この姿勢は東幸・再東幸のときの「虚飾ヲ以テ無益ノ失費無之様」、「諸事簡易ノ御趣意」という方針と同じであるが¹⁵、決定的に違うのは、東幸・再東幸のとき先発弁事が民衆の土間での拝見や竹矢來の設置、寺院の閉門、道端の石仏・石燈籠等の取り払いを指導したのに対し、明治5年巡幸ではそれを禁じ、簡素の内実を府県庁に具体的に指示したことであった¹⁶。民衆に直接関係のある条項は第2条である。これにより民衆の日常の営みを停止させて静謐を要求した前時代とは違う、新しい時代を民衆に実感させようとしたことがわかるが、中でも民衆が天皇の行列を「拝見」することは「勝手」であると述べたことに注目したい。「視線」の重要性を政府が認識していたと推察される。この心得方に基づいて各府県庁は巡幸を迎える準備を行った。

2. 各府県庁の準備と民衆への布達

各府県庁が行った準備について、民衆への達を中心に巡幸の訪問地順に述べる。

2.1. 度会（現三重）県

度会県では5月初旬に県庁と神宮司庁へ巡幸の旨の内報があり、東京へ出張した神宮権主典東吉貞、権禪宜柳尚簡より式部寮との打合せ結果を通報してきた。先発式部官が鳥羽港に滞在し、県庁・司庁員と打合せし、外宮および内宮參集所の修繕を行った。式部官は「此度ハ御参拝之次、御巡幸ノ御趣意ニテ、御巡幸ニ付、御参拝ニハ無之候事」と述べている¹⁷。それは廢仏・廢寺など佛教排斥の政策を経て政府は明治4（1871）年5月に全国の神社を格付けし、その頂点に天皇の祖先神天照大神を祭る伊勢神宮を位置づけて神社体系を確立し、神宮の国営化をすすめていた中であったため¹⁸、参拝が第一であると強調されたのである。県は天皇一行が東京を出発した当日の5月23日に、次の県民奉迎心得を出した。

- (1) 一、御着輦ヨリ御発輦迄之間、火之用心第一タルヘキ事。但、御日取之儀ハ追而可相達事。
- (2) 一、御行粧拝見可為勝手。且、諸民営業平常之通可相心得事。
- (3) 一、御道筋奇麗ニ掃除致シ置、見苦敷品ハ取片付置可申候。尤別段取繕候様之儀ニハ不及候。且、
佛堂寺門或ハ□所等目隠シニ不及候事。但、二軒茶屋御上陸、其レヨリ外宮行在所へ御着、
内宮へ御通輦ニ候。尤、詳細之儀ハ猶、追々可相達事。
- (4) 一、旅籠屋共御用宿之外ハ、旅人休泊不苦事。
右之通相達シ候ニ付テハ、不敬心得違ノ者無之様、別而心ヲ付可申。他ヨリ罷越候者共ハ、
其旅宿ニテ篤ト申聞候様可致候事。右之趣、小前末々迄無洩可相觸者也。¹⁹

第2、第3条に「地方官心得書」の文言が見られるが、旧幕時代以来の一般的な注意である火の用

心と道路の掃除、見苦しいものの片づけ²⁰⁾が加えられている。第4条の旅宿の許可は、統いて「他ヨリ罷越候者共」への注意が述べかれていることから、天皇を見るために近在から人が集まることを予想したことだろう。さらに、「不敬心得違」の行動をする者がでないように特に注意を与えていたが、明治2年東京再幸の折の前述したような先発介事の指示と比べると、大きく規制緩和しているのが見てとれる。

2.2. 大阪府

大阪府における天皇の最初の宿泊先は西本願寺津村別院で（5月28・29日）、寺周辺に立ち並んでいた小店に対し、行在所に「不似合」だとして取り扱うよう惣区長が達を出している²¹⁾。天皇は30日朝、京都へ向かい、4日後、大阪に戻って洋式建築の造幣寮応接館を行在所に3日間滞在した。造幣寮は近代的服務規程を持つ西洋的な官庁で、職人は制服（=洋服）の着用と断髪が規定されていた²²⁾。このような環境だったからと思われるが、行在所詰の給仕の小児も含めて、府官らは全員洋服を着用することとしている²³⁾。

ところで6月5日に、視察先の開成所（旧大阪洋学所）から供奉式部寮にあてて「明六日、当校臨幸被為在候ニ付而者、教官其外洋形服着用可致之處、所持之者も少く、何分俄之儀相調ひ兼候ニ付、平服相用候間、此段御届申上置候也」という届け出が出された²⁴⁾。すなわち文部省直轄の開成所では式部寮から洋服着用を求められていたのである。このことから府官の洋服着用には巡幸主催政府の意向も反映しているのかもしれない。しかし、開成所が「何分俄之儀」と言い訳をしたように、巡幸の発表から出発まで二週間ほどしかなく、必ずしも実行出来なかったのである。その短い間に府は民衆に対して次々と布令を出した²⁵⁾。

〔5月15日布令〕

御巡幸之儀ニ付、別紙之通被仰出候。就而ハ兼而相達置候道路・溝筋掃除之儀、今以等閑ニ打過候場所も有之、以外之事ニ候。早々取掛り、聊も不潔之物無之様、来ル廿日迄、町々急度掃除可致、為見糺官員巡回為致候條。若し不都合之義有之節ハ、区長ハ勿論、所役人可為越度事。

これまで道路掃除の布令を無視していた所は至急掃除に取りかかれ、さもなければ処罰する、という。『南大組大年寄日記』の同日条には巡幸の仰出と道路掃除の達に「過日、大工治助江申付有之候辻々小便開ひ之義、右之次第二付、急速出来上ケ候様申聞候處、逆も早速二者難參之旨申之候付、四組ニ而可取捨ニ治定被成候事」という「附り」が書き加えられている²⁶⁾。大工に命じておいた辻々の小便桶の板開いを、巡幸の日程にあわせて町の責任で急いで完成させることとしたのである。便所に関しては5月24日に、「湯屋並料理屋等之表ニ有之候小便所之儀者、元來取扱可申候筈之處、業体之都合も可有之与其儘ニ相成有之候處、右ハ道路御見分之節、右御眼ニ掛り候而者、取扱可被仰付も難計ニ付、今日中、開戸桟、表通りより不相見様ニ致置候様、早々可被相達候事」という布令を出した。表道路に面した公衆の小便所が天皇の目に触れないように、今日中に戸をつけて表通りから見えないようにせよ、という。日頃命じても実行されなかったことを天皇の「視線」を利用して、断固としてやらせようとしたのである。しかしこの布令から天皇の「視線」が有効ではないことがわかる。

〔5月19日布令〕

今般、御巡幸当地着御之上者、万一御馬車ニ而市中御巡覧被遊候も難困候間、市街道路之高低を修繕、並石之車輪馬蹄を妨候類、悉皆早々取除候様、此旨区長・戸長へ可相達候事。

道路高低修繕之儀過刻相達申候。然ル処、溝之泥砂等路上江かき上ケ、其儘ニいたし置候而者、却而見苦敷、其上風氣ニ而砂埃り相立不宜候間、右泥砂之類者、妨不相成所へ埋ミ込候様可致旨、御達有之候間、早々区中町々江可被相達候事。

天皇が市内を見るかも知れないので道路の高低を直すよう命じたところ、溝浚えした後の泥をそのままにしており、かえって見苦しくなったというのである。当時の大阪の民衆は府の役人、中でも日常接する下級役人の「腐敗・堕落・傲慢」ぶりに対し強く反発しており、官吏を「糞土ノ如ク」言い、布令もなかなか守らなかった²¹⁾ということをあわせ考えると、この布達に府民の反官意識を読み取ることができる。府が出た巡幸当日の民衆の心得は次のとおりである。

〔5月24日布令〕

此般、御巡幸当地着御。所々御巡覧等之節、諸人御行列拝見不苦、且職業等平常之通り相心得、休業ニ不及旨被仰出候。去逆不敬無作法等有之候而ハ以外ニ付、心得違無之様、小兒並雇人末々ニ至迄屹度申聞可置候。此段相達候事。但、家々軒挑灯差出、御安着を可奉祝事。

「地方官心得書」の中の文言を伝達しながら「不敬無作法」があつてはならない、と厳命しているのは度会県と同じであるが、大坂では奉祝のため家ごとに提灯を差し出すことも命じた。これは天皇一奉祝一提灯差出、という図式ができていたことを示している。すでに明治4(1871)年3月25日の「神武天皇御祭典」の際に、府は「軒別ニ釣提灯一つ宛差出」することを達していたのである²²⁾。天皇滞在中の連夜、永大浜、桜宮土手、鎮台で花火を打上げた²³⁾。この様子は前年の造幣寮の創業式の際(明治4年2月15日)、淀川の岸に紅提灯をかけ並べ、花火を打上げ、市内の町家が戸ごとに提灯を掲げて賑わったという祝祭の光景²⁴⁾を彷彿とさせるものだったのではなかっただろうか。

2.3. 京都府

5月7日に政府から発表された巡幸先は「大阪并中国西国筋」とあつただけだが、京都府は府民に対し「万一、当地御立寄之儀も難斗候間、道路家廻り等洒掃之心遣ひ可致置候」と達した²⁵⁾。その後、京都での滞在の予定が決まったため、次のような注意を出した。

今般、御巡幸掛ケ、当地御駐輦并孝明天皇山陵御參拝之節、御行列拝見可為勝手、往来人不及差止。諸民営業平定之通、且、御道筋新修等不及旨、御達シ有之候条、其旨相心得無礼不作法無之様可致候事。

- 一、兼而相達置候通、道路家廻等不淨無之様精々洒除可致事。
- 一、火要心別而可入念事。²⁶⁾

「地方官心得書」の文言を示した上で「無礼不作法」のないよう注意するとともに、重ねて清掃を

命じた。巡幸の日の様子を報じた『京都新聞』には、「巷頭ニ玻瓈燈ヲ輝シ、毎家ノ檐下ヘハ大提灯ヲ點シテ萬歳ヲ祝シ奉ルノ意ヲ表ス。其照明恰モ白昼ノ如シ。但、巷燈檐燈ハ御滞京中毎夜此ノ如シ」とある³⁰。「玻瓈燈」は遷都により衰退した京都再生の為の勧業政策の一環として開催されていた博覧会で、「諸入ノ往来ヲ保護」するために三條・四條・五條の3大橋に計12個設置され、京都の夜を照らしていた³¹。この「玻瓈燈」とともに、家々の軒下に「大提灯」が掲げられたというから、おそらく大阪同様、提灯を掲げよとの指示を出したのではないだろうか。

以上の3府県の民衆に対する布達は「地方官心得書」に、火の用心と道路の掃除を付け加えたもので、ことに大阪では道路掃除・修繕と便所整備を再三にわたって布達した。また、奉祝のために軒ごとに提灯を掲げることを布達し、花火を打ち上げるなどして祝祭の舞台を設定した。さらにいずれの府県でも当日の沿道での心得として、とくに不敬不作法の行動のないようにとの注意が付け加えられている。それは何故か。京都の四條橋に張り出された次の「心得書」にその答えがある。

恐多モ此度、西国筋へ被為遊御巡幸候御儀ヲ、色々ト雜説致シ候人々少カラサル由。此儀ハ何事モ辨ヘナキ人々ノ愚説ト云フモノニテ、恐多モ御一新以來ノ御改政、尚此度被為遊御巡幸候御儀ヲ謹テ恐考致シ見候処、実ニ御國ノ有難キ御事ハ中々言語ニ尽シ難キ事ニ御座候。此故ハ昔武家へ御政事ヲ御任セ遊ハサセラレ候テヨリ數百年ノ御國法ヲ、今般御復古ニ付御一新ト相成。尚又此度被為遊御巡幸候御儀ヲ、下トシテ申候ハ恐多キ御儀ニ御座候得共、御尊徳広大無量ナル故、去ル辰ノ正月ヨリ月日僅ニシテ御國靜謐ニ査治リ、殊ニ外國マテ御行届キ遊ハサレ候御儀ヲ、各々謹テ深ク勘考仕玉ヘカシ。恐ラク何程ノ智仁勇兼備ノ大將ト云フトモ及ヘキコトニアラス。是レ全ク御尊徳広大無量ナル故ノ御儀ニ御座候ナリ。前條程有難キ御儀ヲ各々深ク勘考有玉ヒテ、篤ト会得有之候得ハ、一言半句モ雜説致シ申ヘキ事ニテハ決シテ不有之。恐多モ御尊徳広大無量ナル故ニ、御國ノ斯ク有難キ御儀ヲ深ク仰キ尊ヒ玉ヒテ、俱々善キ事ヲ語リ合、必々々々、心ナキ人々ノ惡言ヲ俱ニ雜説シ玉ハヌ様、心得方ノ儀、専一ノコトニ御座候ナリ。壬申六月 某謹
言書³²

巡幸する天皇の様子について「色々ト雜説」する者が多いが、維新の変革後、速やかに国が平穀になり、外国にも対応できているのは「御尊徳広大無量」の天皇のおかげである。だから「心ナキ人々」の「惡言」、「雜説」などに民衆は加担しないようにせよ、という。このように注意しなければならなかつたほどに、天皇批評が多かったことがわかる。大阪でも同様に「街上ノ評説、虚実公喧」³³したため、天皇が京都から大阪に戻る前日の6月3日に「御巡幸御道筋拝見不苦旨、兼而相達置候処、間々心得違之もの有之哉之趣ニ付、為念重而相達候條、謹而拝見可致事」という布令を出している³⁴。度会県でも同様だったようである³⁵。

奈倉哲三氏によれば、幕末維新期の旧幕支持の江戸町人が天皇・朝廷に対し無遠慮で言いたい放題の諷刺を行っていただけではなく、畿内の町人も天皇を「鰐の頭も信心から」の諺に「主上」をあてるような諷刺を平気で行っていた、という³⁶。すると巡幸時、天皇について様々な批評が民衆の間をさかんに飛び交つたことの根底には、民衆が天皇に対し遠慮のない意識をもっていたことが考えられる。このように自由な批評精神を持つ民衆への対策のために、府県庁は民衆の奉迎心得として不敬、不作法への注意を附記しなければならなかつたのではないだろうか。以上述べてきた府県はこの巡幸

以前に天皇の行幸・通策の経験を持つ府県だが、以下の諸県は天皇をはじめて迎える。

2.4. 山口県

山口県参事中野悟一の日記によれば、5月7日に巡幸の情報を得、13日に義兄で度会県官の斎藤六蔵（洪督、権典事）より巡幸先についての報がもたらされたが、正式に通知を受けたのは5月17日である⁴⁰。同日、中野が宮内大丞杉孫七郎（前山口藩権大参事）より受け取った書簡には次のように記されていた。

艦隊都合八隻其外運送船七隻隨行、供奉人員は參議老人、史官・式部兩人つつ、大藏省にて両名、宮内三十五名位に可有之。近衛兵少々、品海揚碇、豆州網代・志州鳥羽々々ヨリ御上陸、神宮御参拝。夫ヨリ浪花・神戸・下ノ関・鹿児島・馬関ニ而、行在所ニ相成候家、手広に不及。千年以来之事ニ付、随分大混雜可有之乎と被考。しかし頗御詮議ナレハ、先年勅使ノ引受ヨリ、遙ニ簡易に而可相済。何卒省内江公布シ、人民馬関江相越し、輶路ニ拝シ候ハバ、隨面政令行届き、頑固之風習一洗可仕、誠以御一新以来之盛事といふへし。⁴¹

杉は巡幸を簡易に行う方針であることを伝えた。注目すべきは巡幸を広く公布して民衆に天皇を拝ませれば、民衆は一転、新政に従うようになるだろうという部分である。「地方官心得書」における「拝見勝手」の意味は、民衆を従わせるために天皇を見せるということ、まさに「視覚的支配」をねらっていることを述べたのである。この書簡を受け取った中野は、巡幸という一時的な「御盛事」で「開化之弊」を克服できるとは考えておらず、「御軽挙」と感じたのだが⁴²、地方官として任務を忠実に果たすべく、巡幸の心得方の指令を待っている。5月26日に「地方官心得書」が届くと、生島勝平（十二等出仕）が横浜から大阪へ行き、府の取計方を検分して下関へ行き、27日に久保権参事ら3名も山口から下関へ行き、準備にとりかかった⁴³。「御駐輦中、洋製服可為着用候事。但、差儀之向ハ平服ニテ不苦候」と、県官は原則として洋服着用を決めた⁴⁴。巡幸準備を取り仕切ることとなった下関の赤間関支庁は、管内に次のような指示を出した。

今般、聖上御巡幸之儀ハ古來未曾有、難有御事、当地繁榮之基ニ付、自他國為拝礼、関地入込人夥敷可有之候処、此節旅籠屋ハ勿論、何商売ニ係らす家々止宿引受、丁寧ニ取扱、食事等手軽く相調、互ニ安全幸福を祈り、物価ヲも一入下直ニ可致、此段末々ニ至迄無洩可触示候也。⁴⁵

予想される市外からの人出に備え、町を挙げて旅宿・食事等の世話を準備し、物価も下げるよう指示したのである。近在の者に対しては、「当管内村町之儀ハ程近之事ニ付、御着輦日限承合せ家業成丈ケ縕合せ、大概日帰り持弁当ニテ罷出拝礼、互ニ安全幸福ヲ祈可申候」と布達し⁴⁶、稲荷町等の「売女」たちにも当日は休日にして「拝礼」に出るよう達した⁴⁷。なるべく多くの民衆を下間に来させて天皇を拝ませたい、という杉孫七郎の意向に最大限に応えた達であったといえる。県庁のこの指示に応じた東南部町中尾太助ら6名の呼びかけで住民37名が施主となり、金、米、沢庵漬等を供出して、「假ニ寝食所相設ケ着漢ノ向え致施行度段、御聞済ニ相成候條、遠近親疎ヲ不撰、御入来次第賄方引受ケ可申候。此段及御披露候」という「票告」を出した⁴⁸。天皇の滞在中にここで賄を受けた者

は1万5千人に及んだという⁴⁹⁾。大蔵省供奉官はこの処置を評価し、旅宿・賄いの一件書類を、兵庫県へ送るよう指示した⁵⁰⁾。

警備の担当は聽訟課に新設されたばかりの取締組である。5月13日に発足した取締組は募集を急ぎ(定員75名)、警衛を初仕事とした⁵¹⁾。巡邏長並卒に対して出された駐輦中の取締心得は、非常の警戒と人出の交通整理を行うこと、「迷子老幼獨行醉狂人等」の扱いを親切に、「乱妨狼藉等致し及び胡乱ケ間敷者」を穩便な態度で取り締まるように、という群集取締方法に加えて、「市街ニ不潔之品ヲ捨、糞桶を担ひ歩行、或ハ戸口え小児大小便を為し、車馬商売品等往来之妨と相成候もの、并ニ店前路傍ニテ裸体肌脱き無礼之輩、可制止候事」という取締項目があった⁵²⁾。

5月27日に赤間関支庁は、民衆に対し巡幸の予定を発表するとともに、次のような心得方を布達した。

第一条、聖上御巡幸之儀は関地未曾有之幸福、下以、難有思召を感戴し奉り、益繁栄を可祈候事。

第二条、兼而及沙汰置候通り、町筋ハ素ヨリ屋内ニ至迄致掃除、諸事清潔ニ心を用ゆべき事。

第三条、本町筋之義は軒並小溝深サ七尺ニ堀浚ラヘ、溜リ水ヲ決し、溝蓋等も可成丈ケ見苦敷無之様可致。尤引請入無之場又は雑渋筋等有之候ハ、早々取調而、各町年寄ヨリ可申出候事。

但、裏筋横町ニても小溝流末之処ハ堀浚ラヘ勿論たるべき事。

第四条、表面店口損し強く、又は瓦塀壁等落かゝり、其他見苦敷所ハ早々可致取繕候事。

第五条、軒下戸口等ニテ小児たり共、大小便之儀は失体之儀ニ付、向後差止可申、巡邏之者えも見咎申付候事、銘々可勘弁候事。但、追而所々、便所可被相設候事。⁵³⁾

第一条で天皇の訪問をうけることの有り難さを強調しているのは、はじめて天皇が到来する地であるがゆえのことであろう。また、「地方官心得書」の文言をそのまま民衆に公表せずに第二・第三・第四条で道路の掃除・修繕を指示している。第五条では路上での排泄を禁止しているが、この時限りではなく「向後差止」、すなわちこれからは取り締まると述べていることに留意しておきたい。

この心得書の出された翌々日に赤間関支庁は、「今般、当地御着艦、当夜ヨリ御挑灯奉獻可仕候事」との達を出している⁵⁴⁾。これは県官が大阪の様子を検分しているので、大阪に倣っての達であろう。以上の達により、当日は「毎家数燈ヲ照シ奉祝獻備」し、「御駐輦中、奉拝男女群集如湧、其幾万人タルヲ不知」という状態となつた⁵⁵⁾。

2.5. 長崎県

5月12日付で長崎県庁の庶務課から在東京の県官宛に出された次のような書簡がある。

主上、当月下旬比ヨリ御出航、西京、大坂、山口、当縣、熊本、鹿児島等之府県御巡狩被為遊候御模様之由、八代縣加悦權參事ヨリ傳承。右は何程之御模様ニ可有御座哉。傳承之通ニ候得バ、御行宮ヲ初、万般手当不致而難成處、御承知之通、右邊不慣ノ儀ニ而、令參殿初、大懸念ニ御座候。右ニ付何楚之御聞込之筋も可有候歟。尚米田侍従、浅田宮内權大録右兩人卜打合、御治定ニ被為在候ハバ、御行宮は新ニ取建可申哉。又ハ諫訪社如ニ取設置候而可然哉。其他一休ノ手当向委敷御聞取、詳細御申越ニ相成度御座候。熊ト郵便を以可及有御縣合、令參殿ヨリ被命如此ニ御

座候。以上。⁵⁶⁾

巡幸の報にとまどう県官の心情が表れたこの書簡から、八代県（現熊本）加悦権参事（嘉悦氏房、横井小楠の高弟の一人）が情報の提供者で、侍従米田虎雄・権宮内大録浅田⁵⁷⁾の指示を仰ぎ、熊本と打合せながら巡幸の準備をしようとしていることがわかる。さらに同日付で、横浜の様子も至急調べるようにという「追啓」を出している。熊本の実学党横井小楠の高弟だった宮川房之が権令のため、県庁は実学党グループのつてで巡幸の準備に着手したのである。5月26日には、「今度、御巡幸御着輦之節、諸官員都而洋服着用の積、権令殿より被相達候に付、此段為御心得御通達および候也」⁵⁸⁾と廻達し、県官は全員洋服を着用することとした。懸念していた行在所については、来県した大蔵省少丞林友幸と打ち合わせて元年寄の士族宅に決めた⁵⁹⁾。民衆については行列拝見勝手、および職業平常通り、の文言を戸長へ達した他に、区・戸長へ次のような指示を出した。

今般、主上御巡幸之儀ハ皇国開闢以来未曾有之御盛舉ニ而、寃以難有事ニ候。就而、御駐輦中別而各家火之元取締入念、職業向殊更出精致。尚、左之箇条為相心得候様、可取計事。但、区長戸長共申合、御駐輦中ハ諸事注意、聊不都合筋無之様、昼夜見廻可申事。壬申五月廿七日 庶務掛

- (1) 一、御行列拝見ニ罷出候者ハ、着服所持之者ハ、可成垢付さる衣服着用致べく事。
- (2) 一、御行在所最寄并御行幸御道筋ハ、屋上架造等ニ干物不致、御通行之節ハ勿論、御駐輦中、屋上架造ニ階等え登候儀遠慮可致事。
- (3) 一、当地ハ他所より道幅狭く候処、近來掃除不行届、平日通行之者共も相困候程ニ付、家毎其家人之手ニ而相届候丈ハ掃除可為致事。
- (4) 一、御駐輦中之夜、万歳を奉祝、身代相応ニ御神燈之外、何程ニ而も燈籠等掲げ候儀、可為勝手事。
- (5) 一、今般、御巡幸を名とし、道路掃除等のため貧富を不撲強而区内ニ貰錢致候様之儀ハ御趣意ニ相悖候間、心得違不致様諭達可致、併、数千年来無量之天恩奉謝之ため、自己ニ路上を掃除し、或ハ燈籠相掲げ候様之類ハ、可為勝手事。
- (6) 一、御行在所最寄及び御道筋ニ乞食体之者、一切徘徊致間敷事。⁶⁰⁾

山口同様、巡幸の有り難さを述べた上で、第1条で沿道に出る者の衣服に言及している。第6条で乞食体の者を排除すると述べていることと合わせ読むと、県庁が望む天皇「拝見」の場に出る民衆像は、衣服をただして鄭重に天皇を迎える民衆である。第2条の二階に関する規制は、参勤交代時の宿駅の習慣である。第3条では大阪のような強制的な表現をしていないが、掃除不行き届きは日常的問題であると述べ、「貰錢」の注意をしている。「貰錢」については明治元年に社寺の修築費や市中の治安の為として費用を取り立てることを禁止していたのだが⁶¹⁾、そのような習慣が続いていたと思われる。第4条、第5条で奉祝や「天恩奉謝」のために燈籠などを掲げたり、掃除をすることを「勝手」としている。ここでいう「勝手」とは自由、という意味よりは獎励ととった方が良いだろう。これに呼応して矢上村里正兼戸長から庶務掛あてに6月8日に、「今般、主上御巡幸被為遊候段奉拝承、村中一同難有之餘、聊為奉報御恩、人夫五百人差出申度、御用之端ニモ相成候ハバ、難有仕合奉存候。

則村方惣代之者召連參上仕候間、何卒願之通御許容被仰付度、此段奉願候也」という「奉願口上書」が出された⁶²。人夫500人を出すというのである。同様の願いが戸町村からも出された。これにより周辺村民、なかんずく浦上村済より800名余が出て人夫として働いたのである。その中には「切支丹宗徒」100名が交じり道路の修繕に「謹肅努力」し、また、「新平民」数百人が新しい衣服を着用し、「天恩ヲ奉拝謝ト唱エ勇ミ來」て青砂を県庁周辺に運び散布したのである⁶³。明治5年2月7日太政官布告第36号により流配先から帰郷したばかりの浦上信徒改心者や、前年の賤称廃止令により「新平民」となった人々の巡幸準備への積極的参加があったのである。さらに居留の外国人らが、「数万ノ燈籠ヲ掲テ揚花火等致スヘキ事」を「集会協議」していることを知った住民が、「互ニ競ヒ外国人ニ劣ラジト身代ニ応シ」道路修繕等の労役の他、「奉祝万歳」等と書かれた旗の掲揚や「数万ノ燈籠ヲ連点」するなど積極的に動いた⁶⁴。これらのお膳立てにより長崎の町は「奉祝の為に幕を張り町々を修繕し以て平素とは全く異りたる容姿」となり、近在から来た群衆と「綺羅を飾りし拝観者」らとで充满し、平常の「闇黒」な夜が「火の海」となった⁶⁵。これらの情景は県庁の布達に民衆が外国人への対抗意識や新政府への期待など様々な思いで応じたことにより現出されたのである。

2.6. 白川（現熊本）県

巡幸當時、熊本は白川県（巡幸最中の6月14日に熊本県を改称）と八代県に分けられていた。しかし両県のトップを実学党横井小楠門下生が握っており、両者はほぼ一体と考えて良い⁶⁶。よって八代県嘉悦の情報が長崎にもたらされた頃に熊本の県庁も巡幸の情報を得ていただろう。実学党の同志で天皇の侍従元田永平は、熊本に行在所の選定や天覧品、表彰者などについて助言するとともに、「阿諛せず、時勢に奔競せず」の態度で天皇を迎え、民政視察という巡幸の本来的意義を失わないよう助言した⁶⁷。

県庁は下関・長崎・大阪へ県官を「振合聞取」のために派遣した。大阪府へ出張中の県官からの報告は、府官員は給仕の小児にいたるまで全て洋服着用と伝え、道路掃除を命ずる5月15日の布令（前述）以降、次々に出された布令を写しとったが、都鄙の別、土地柄の相違があるからそのまま真似することはないと書き送った⁶⁸。しかし、県では全て白洋服を着用することを譲じ⁶⁹、「御道筋拝上人見取」に臨時に任命した郷士にも洋服着用（持ち合わせなければ平服でも可）を達した⁷⁰。また、沿道の住民に対して6月10日に、「御巡幸御日限之儀、最前及達置候通りノ処、来ル十六日、当県御着船之御日様ニ候段大阪申来候條、此段為心得申達候。往来掃除道造等至急出来致し候様、可達也」と⁷¹、11日にも「諸事最前之趣ヲ以、掃除向等可取計也」と、再三、道路掃除と道造を指示した⁷²。また、16日には沿道の各家の軒に七五三縄を張るよう指示した⁷³。民衆の奉迎心得は次のとおりである。

御巡幸付テ地方心得方之口達書別紙写一通相渡之、至而御簡易之御仕成候處、上ヨリハ如何之御構不被在候共、不敬之儀等有之候而ハ難相済事ニ付、左之通。

(1) 一、往来筋掃除道造等早々取掛リ、御着葦之節者道路堅乾ニ至リ候様、可致注意事。

(2) 一、御駐葦中、火用心別テ入念、市中薦之者夜廻致シ、夜々毎戸点燈可致事。

(3) 一、往還筋ニ垂レ淹ヒ候樹木枝、可伐掃事。

(4) 一、御通行之節、屋根上干シ物等遠慮。並、二階戸締可致事。

(5) 一、小児ト雖モ裸体致間敷事。

- (6) 一、路頭大石或ハ古材木類、投散シ有之分、早々可取片付事。
- (7) 一、業ニスル梵鐘外、地藏祭等ニテ鐘太鼓ヲタヽキ候儀、停止之事。
- (8) 一、御行列拝上ハ可為勝手旨候處、不敬之儀等無之様心得之事。(筆者注: 別紙「地方官心得書」⁷⁴⁾略)

政府から何も構うことはない、といわれてもそれを額面通りに受け取ることはできないとして、「不敬」への注意を繰り返し、第1条、第3条、第6条で道路整備を、第2条では火の用心のため「鳶之者」(町火消し)が夜回りするようにと達した。第4条の二階戸締には長崎との打合せが窺われる。第5条で裸体禁止、第7条で静謐を注意している。奉祝への言及はなく、夜の用心のためという位置づけで「毎戸点燈」を命じている。全体的に県庁の指示には祝祭的要素が見られない。熊本の県庁が行ったことで他県に見られることは、縦3尺横1間の大板に「五ヶ条ノ御誓文」を大書して行在所の近くの高札場に掲げたことである⁷⁵⁾。文明開化政策を強力に推進中の県は、その政策を「五ヶ条ノ御誓文」に則って行っているという正当性を天皇・政府と民衆の双方にアピールしたのではないだろうか。熊本では他府県の様子を検分しながらも、花火を打ち上げたりすることもなく、祝祭的傾向のない舞台を設定した。そのせいであろうか、人出は上陸地(小島)、小休所(高橋)周辺で多かったものの、熊本の市中では混雑というほどのことはなかったという⁷⁶⁾。

2.7. 鹿児島県

鹿児島県では準備に当たって、道路の掃除や普請、道筋の辻壓めを計画するとともに、「御通筋江罷出諸人奉拝不苦候」、「諸民營業平常之通ニテ、休業ニ不及」との「地方官心得書」の文言に加えて、店先を清潔にすることと火の用心、そして「決て不敬之儀有之間敷」するよう民衆に達することを決めている⁷⁷⁾。道普請に関して特筆されるのは、行幸が予定された陶器製作所と造船所のある磯に至る田之浦道路の修築である。当時、十三歳で小学校の生徒として奉迎した小林生によれば、「田ノ浦より磯天神社附近の間は、英艦再度の入寇に備へんとて神瀬砲台築造のため石材を此一帯の櫻谷に取り、土砂石塊等乱堆せしより、道路全く梗塞、磯辺通ひは、鳥越の嶮路に由るの外なかりしが、陛下の御巡幸につき、急々田ノ浦道に改修を加へた」という⁷⁸⁾。文久3(1863)年の薩英戦争時以来、維新変革の雄藩は住民の不便を顧みず、破壊した道路を9年間にわたって放置していたのだった。だから県が視察先への道路を改修したことは住民にとっても分けの幸いであり、巡幸後、住民は重富までの延長工事の願いを県庁に出し、しぶる県庁に対し住民負担でやると迫って認可を取り付けて道路を建設することになる⁷⁹⁾。

また、管内の4小学校・各郷校・女学校の生徒が衣服を整え、沿道で「平伏奉迎」したことも特筆される⁸⁰⁾。この奉迎の仕方は、天皇の視察先とされた鹿児島市中の本学校から近在の郷校へ「天皇陛下御巡幸、来二十一日鹿児島御着艦の上、本学へ臨御あるべきに依り、教官初め生徒召列れ出鹿すべし、生徒服装は白衣服とす、但備へざるものは持合の色替物又は羽織榜を用ふべき事」との達により行われた。川辺郷校では教師桑波田市郎ら7名が「同道して」20日に川辺を出発し大門口問屋前に泊まり、23日朝に二の丸御門下で奉迎した⁸¹⁾。本学校では全員洋服着用とし、教師は洋服を県官・軍人に借り、生徒は手製の半ズボンだったという⁸²⁾。このように洋装にこだわったのは、あるいは西郷隆盛の意向をうけてのことかもしれない。西郷は、長崎で天皇の洋装に異を唱えた人物に対し、「汝、

未だ世界の大勢を知らざるか」と大喝したのである⁸³⁾。なお、熊本では実学党の塾生達が袴着用で道筋に整列して奉迎した⁸⁴⁾。九州の2県で次回以降の巡幸奉迎の定番となる、衣服をただした学校生徒集団の沿道での奉迎を行ったのである。

一般の県民に対しては、「千古稀有之御事候条、士民一同共御盛意を奉戴し、各不失職掌、聊緩怠之儀有之間敷」ことを布告することとし⁸⁵⁾、次のような奉迎心得を出した。

- (1) 一、土族奉拝之節、戎服・羽織袴之間着服之事。
- (2) 一、於市中婦女子之輩は、屋内より奉拝不苦候。
- (3) 一、御通輦奉拝人數押卷相用候儀共不苦候、但手傘之儀は遠慮。⁸⁶⁾

第1条では士族に対し衣服を指示し、第2条では女子に屋内からの奉拝を許可すると述べ、第3条で一般民衆に対して押卷、すなわち敷物に座っての奉拝を許可しており、中野山口県参事が「旧習を一洗セシ様子ナシ」と見たような⁸⁷⁾、身分・性別による差をつけた奉迎心得である。県庁はさらに次のように布達した。

- 一、此節、御臨幸御滞輦中、菓物・鳥獸類其外何品ニ限らず、珍奇之物品致献上度者は、宮内所詰手伝役江相付可差出候。
- 一、前書、御同断ニ付、分營下江燈籠致献上度者は、勝手ニ場所相設可相掛候事。但、廻燈籠太鼓形其外異形之類、可為勝手候。⁸⁸⁾

天覧用に珍奇の品の献上を募集するとともに、燈籠や作り物など「異形之類」を行在所前に出すことを県民に奨励しているのである。「地方官心得書」の中の「献上物総テ停止ノ事」という条文を完全に無視するとともに、巡幸を祝祭として演出していることがわかる。前述した熊本のストイックな対応とは正反対な準備の仕方である。これらの布達の諸処に鹿児島の独自性が見られるが、野津鎮雄陸軍大佐が中央から出張ってきて巡幸準備を指導していることから⁸⁹⁾、これらの対応には巡幸主催者側の奉迎イメージの一面が表されていたと考えられる。このような布達の結果、長さ二メートルもある大根の形をした大きな提灯が、立ち並ぶ土蔵に「ズラリ」とつるされ、行在所正面に狐退治、虎狩りなどの作り物で飾った、広さ豈六呎分、高さ三メートルの回り燈籠が作られ、商家にも軒並みに提灯がつるされ、人々は祭り気分だったという⁹⁰⁾。

2.8. 香川県

当初の予定では大阪・兵庫の次に6月7日頃、多度津着艦の予定であった。最初に県が出した布達は「地方官心得書」の中の行列拝見の勝手、および職業平常通り、の文言に、雜踏による「不都合」なことのないよう、との注意と火の用心を付け加えただけのものであった⁹¹⁾。しかし、予定が変更されて還幸の途次に丸亀に行くことに決ると、第62区出張所（丸亀）は区内一般へ「御巡幸当日ハ身祝ヒノ義ニ候得者、御神燈奉窺候テハ如何哉ト被存候間、心得有者ハ右ノ趣、組下工御申入有之候事」⁹²⁾という達を出した。奉祝のために「御神燈」を出そうというのである。また、県は「市街海辺等ニ至ル迄塵芥等取捨間敷、且銘々家屋近傍不潔無之様、別而角屋住居ノ向ハ横町等掃除氣ヲ附ケ可

申候」⁹³⁾と、掃除の徹底化を図った。県官の出張先など詳細は不明だが、これらの処置には他府県の対応の影響が推測される。天皇到着の日、町内の毎戸で神燈を点じ、海岸では諸處で火を焚き、近在から集まつた民衆は道路の両側に整列して天皇を奉迎したのである⁹⁴⁾。

2.9. 兵庫県

兵庫では政府から行在所を県庁と決められたことに対し、「今般御巡幸被為遊候義は、各県之体裁開港之模様、及ヒ民政奈何与御巡覧有之候義与存候。然ルニ県庁ヲ行在所ニ被定候テハ、自然県庁休暇ニ相成、却而御趣意ニ齟齬可仕候」と、変更を複数回交渉したが、県庁にするよう式部寮官員から指導された⁹⁵⁾。県の主張は巡幸の建前論をつくものであったが、「県庁手狭」という事情もあったようである。それに対する政府側の言い分は、「商家」では「外国人え対シ御不体裁」だから県庁にせよ、というもので⁹⁶⁾、外国人の「視線」を重視していたことがわかる。当初の日程では大坂の次に天皇が到着するはずだったため、県は市中の心得方として、

- 一、御行列拝見勝手次第、庶民營業平常之通ト雖トモ、不淨物板囲致シ、道掃除等丁寧ニ致シ、不作法之義無之様可致事。但、本文板開道掃除等、今朝中取計之事。
- 一、献上物總而停止之事。⁹⁷⁾

との達を5月24日に津（新町場福原町共）の役人あてに出し、不淨物の掩蔽と掃除を早急に行わせた。「地方官心得書」を踏まえてはいるが、不淨物の掩蔽不要の条文を否定し、「不作法」への注意を加えている。また、南港戸長あてには次のような達を出した。

- (1) 一、当港御着輦行在所（宇治川尻三ツ井組為替座）ヨリ県庁、夫ヨリ湊川神社、布引山、和田ヶ岬マテ御順路、別紙朱引之通候條、御行列庶人拝見可為勝手ト雖モ、辻々等江猥リニ走リ出混雜不致様、堅ク制止之事。
- (2) 一、朱引町々ハ勿論、總テ入念掃除之事。但、軒先江乾物等不相成候事。
- (3) 一、当日御道筋江出シ店之類、并人力車荷車牛馬留之事。
- (4) 一、年寄町代組頭伍長等、其町々会所江詰切り、火之元大切ニ致シ、臺丁限り見廻リ可申。尤、夜中ハ別テ入念可申事。但、提灯用意之事。
- (5) 一、御駐輦中、洗場夕七ツ時限り之事。
- (6) 一、芝居并定席等、火之元大切ニ可致事。
- (7) 一、諸官員御用宿之外、旅人休泊不苦候事。
- (8) 一、行在所近辺放歌ハ勿論、格別高聲ヲ發シ通行可憚候事。⁹⁸⁾

第1条から県が当初、行在所に予定したのは三ツ井組為替座であったことがわかる。第2条以下では掃除、火の用心、行列通過の際の注意や、市外からの客の宿泊の許可、行在所周辺の静謐の指示があるが、奉祝については特に言及されていない。提灯の指示も夜のためのものという位置づけで、熊本の布達に通じるものがある。これは巡幸を開港の実情と民政のあり方を視察するものと理解した県官の意識が反映されていると思われる。巡幸の到来が約一ヶ月後に延期されると、その間、県庁は管

内各町へ道路の溝浚・溝蓋修理・高低の均し・材木の片づけ・古家の取り除きなどを行わせた⁹⁹⁾。なお、大蔵省供奉官が山口県に対し兵庫へ送付するよう命じた旅宿・賄いの一件書類を、県庁は7月4日に入手しているが¹⁰⁰⁾、天皇一行の兵庫到着はその2日後の7月6日であったため、山口のような近在からの民衆のための手当は間に合わなかったものと思われる。

以上、巡幸の日程順に府県庁の準備の仕方についてみてきた。その中で、各府県庁の民衆への布達を表にまとめた（警備取締心得を含む）。表1から多くの府県で「地方官心得書」の中の民衆に関する条文のうち、「拝見勝手」と「営業平定通り」の条文を伝達していることがわかるが、表2に見られるように全ての府県で「不敬」あるいは「無礼」、「無作法」、「不作法」な行為がないようにとの注意を付けているのである。「不敬」あるいは「無礼」、「無作法」、「不作法」な行為がないようにとの注意を付けているのである。度会・大阪・京都の民衆が天皇に対する自由な批評精神を持っていたために、「不敬」のないよう注意しなければならなかつたことは前述した。では、はじめて天皇を見る西南諸県の民衆はどうであったか。長崎の居留地外国人の新聞「長崎エッキスプレス新聞」は天皇を見た民衆の様子について「下流社会の者は彼等が従来想像に画きたる君主は明に誤謬なりしを以て全く其空想を放擲せり。市民は陛下が自然を超越せる神ならんと想像し居りしに期待に反して俗事に

表1 各府県庁の布達（「地方官心得書」の項目）

府県名	拝見自由	往来自由	営業平常通り	道路修繕不要	仏寺不淨所掩不要	辻固不要	獻上物の停止
度会（三重）	○		○		○		
大阪	○		○				
京都	○	○	○	○			
山口	○						
長崎	○		○				
白川（熊本）	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島	○		○				
香川	○		○				
兵庫	○		○				○

(○は条文有り。白川は「地方官心得書」を別紙として付けた)

表2 各府県庁の布達（「地方官心得書」以外の項目）

府県名	不敬・無作法禁止	道路掃除・修繕	火の用心	見苦敷物の手当	奉祝の提灯掲げ	旅宿の注意・配慮	排泄・便所の注意	裸体・肌脱ぎ禁止	衣服配慮	胡乱者の取締	二階使用禁止	静肃
度会（三重）	○	○	○	○	○							
大阪	○	○		○	○		○					
京都	○	○	○									
山口	○	○		○	○	○	○	○		○		
長崎	○	○	○	○	○				○	○	○	
白川（熊本）	○	○	○	○				○			○	○
鹿児島	○	○	○		○				○			
香川	○	○	○		○							
兵庫	○	○	○	○		○						○

(○は条文有り。)

没頭し洋服を著用せらるるを見るに及び市民の面には掩うべからざる失望の色見えたり」と述べた¹⁰¹。外国人記者によるものだけに、市民が天皇を見て神のようでなかったことに「失望」した様子であった (“A tone of general disappointment is apparent amongst them”) と直截的に述べたのである。熊本では「天子様を見ると目がつぶれる」、と言っていたという話がある¹⁰²。また、供奉の近衛少尉松下助四郎談話によれば、鹿児島で民衆は「御道筋の両側に人民が出て、皆跪いて拝んで居」たが、西郷従道におじぎをしたもの、そのうち行列が終わってしまい、「天子様は、どれぢやつた」、「後からの黒いのが天子様ぢや」、「イヤ天子様は御輿でおいでになる筈ぢや」、「それでは贋ぢやらう‥」というような噂が出たという¹⁰³。

これらのことから、西南の民衆は天皇に権威的な、そして生き神的な先入観を持ち、またそれを期待した向きがあったのだが、天皇の洋服姿と簡素な行列を見て失望し、京大阪の民衆同様の反応を示したのである。「拝見勝手」の布達により多くの民衆が天皇を見に出たことは、政府の思惑通りであったと思われるが、政府が民衆に見せようとした開化の象徴としての天皇像は、かえって民衆の疑惑を招いたのであった。

表2で示されているように、「不敬」の注意の他に全府県庁が出したのは、道路掃除の徹底の指示である。府県庁はそれを天皇の「視線」を背景に行わせた。また、多くの府県庁では奉祝を指示し、祝祭的舞台を用意した。注目されるのは路上での裸体や排泄行為を禁止し、以後も取り締まるという指示を出した府県庁があつたことである。巡幸に際して民衆にこのような指示をしたことは、政府が開化の進展を目指していた時代の中で、大きな意味を持つことになる。これについて次章で述べたい。

3. 天皇の「視線」と開化

いくつかの府県庁の布達の中に見られた、路上での裸体や排泄行為の禁止の指令は、実は巡幸の前にも出されていた。明治5（1872）年4月に京都府庁は卑しい風俗として、また、衛生の面から「赤裸ニテ戸外へ出ヘカラス」、「市街道路ニ猥リニ糞尿ス（ヘ）カラス」という布令を出し¹⁰⁴、大阪府でも見苦しいから従来の小便桶を残らず取り払い板廻いせよとの布令を出し¹⁰⁵、兵庫県でも「往来ニ裸体ハ勿論膚ヌスキ候儀禁止候事」と¹⁰⁶、山口県でも「裸体ハ特ニ失体ノミナラス、第一諸病ヲ釀成スル」と、路上での裸体を禁止していたのである¹⁰⁷。

路上での裸体禁止の最も早い条例は、慶應4（1868）年8月4日に横浜が出した「日雇人足等裸体禁止」の町規ではあった。その後、東京府が「裸体禁止令」を出し（明治4年11月）、次いで神奈川県が東京府布達とほぼ同じ布達を出した（明治5年3月）。今西一氏によれば、それは外国人の「まなざし」への対応であった¹⁰⁸。外国人の「まなざし」への対応とは、換言すれば国辱論である。すなわち、裸体の習慣は個人の恥というよりは外国人に対する國の恥という考え方である¹⁰⁹。それは路傍での排泄の習慣についても同様であり、外国人の「視線」の届く府県では、国辱論に基づいた風俗習慣の改変の取り組みに着手していたのである。このような中、開化の先導者として天皇が到来するのであるから、大阪・山口は巡幸時の布達にこれらの項目をすべりこませた。巡幸では天皇の「視線」を利用してこれらの習慣を禁止することができたのである。さらに、文明開化政策を推進しているとはいえ、未だこれらの習慣を禁止していなかった白川県も、奉迎心得に裸体禁止を入れた。これは県官が巡幸準備の視察で大阪・山口に出張したことと関係しているのではないだろうか。また長崎県は6月（日付を欠く）に市・郷の戸長へ次のような布達を出した。

当県下、旧来の陋習にて、湯屋ニ男女雜浴し、或は裸体にて外見を憚らす往還に出て、又は路傍猥に小便致し候等の醜風減せず。方今開化日ニ進み月に盛なる秋、最恥べき事にて、既に他所においては右様の習弊を厳禁し良風に移り候由。殊ニ開港場は小事と雖も御国体に關係すべき所行は各自注意すべき筈ゆへ、向後湯屋共に於て可成速ニ男女別ニ入浴する様、裸体戸外ニ出てす。婦人は勿論男子にても店先等、外より見通しの場所に全身或は半身を露し出浮き、又は路傍に於て婦人は無論男子と雖も人家近にて猥に小便等すべからず。若此旨趣を等閑に致し心得違のものあらは遷卒戸長等にて見当り次第屹度咎申付候事。右の通申渡候条、一同篤布達の趣意体認致し、区内無洩触示懇々説諭可致事。¹¹⁰

男女混浴・路上での裸体・路傍での小便の取締まりの宣言である。その理由は、開化の進展に伴い他ではすでにそのような「習弊」を禁止している所があることと、開港場ゆえ「小事」とはいえ「国体」に関わるからだという。この布達は6月という巡幸施行期間中に出されたことから、巡幸を契機として出されたものと考えられる。巡幸の準備に当たって長崎の県官が横浜の様子を参照したことがこの布達の背景にはあるだろう。また、外国人の「視線」を意識させる話法には、住民が外国人と奉祝競争をしたことが反映されていると思われる。

巡幸後のこれらの府県の「習弊」禁止の布達を見ていくと、大阪では7月10日に路上での裸体・肌脱ぎの禁令を再び出し、兵庫では7月に道路・溝への小便禁止と8月18日に罰金を科しての裸体・婦人細帯のみの往来の禁止、同月道路掃除規則を、長崎では11月7日に裸体・撒尿の禁止を出し、違反者に罰金「銅貨二錢」を科した¹¹¹。また、外国人の「視線」が喫緊の地ではない白川でも、明治6(1873)年5月22日に便所以外での排泄禁止、道路での肌脱ぎ・裸体禁止を含む「違式要目」を布達した¹¹²。すなわちこれらの府県庁は、巡幸を経ることによって「習弊」禁止の取り組みに力を入れていったのである。

杉孫七郎が述べたように、明治5年の巡幸は新政に従わせるために民衆に天皇を見せることを意図しており、政府の「視覚的支配」の戦略であったといえるが、その戦略がどう遂行されたかについては、これまでに天皇の文明開化を象徴する洋服の着用や文明開化を象徴する諸施設の訪問、そして行列の構成が指摘されてきたのみで¹¹³、その戦略の地方的遂行のあり方は明らかにされてこなかった。しかし、本稿が明らかにしたように、府県庁の取り組みには極めて注目すべき点があったのである。府県庁は天皇の「視線」を利用して巡幸の準備に民衆を駆り出したばかりではなく、天皇の「視線」を背景に民衆の生活習慣の改変への取り組みに着手した。この動向は巡幸の施行により開化政策をアピールするという政府の目論見を超えるものであった。このような地方における取り組みが契機となり、路上での裸体や排泄の取締を含む違式詐違条例（東京府、明治5（1872）年11月8日公布）が成立し、「民衆の『身体』への規制が強化」されていくことになるのである¹¹⁴。

おわりに

明治5年巡幸は、内に対しては開化の象徴である天皇を民衆に見せることを、外に対しては開化の進展のアピールを目指して行われた。そのため「地方官心得書」は、訪問先府県に対し「諸事簡易の御趣意」で準備をするよう指示し、民衆が天皇の行列を「拝見」することを「勝手」であると述べた

たため、訪問先の府県庁はとまどいつつ、コネのある政府関係者の意見や他府県の参考など、それぞれ独自のルートで情報を得て準備を整えた。その中で各府県庁が民衆に出した布達には次のような特徴が見られる。

- ① 全府県に共通しているのは、政府の「地方官心得書」を越えて「不敬」のないよう民衆を規制したことと、天皇の「視線」を背景に民衆に道路整備を行わせたことである。
- ② 神宮参拝が第一義、と中央から指導を受けた度会と、県官が民政視察を意識した兵庫・白川を除くほとんどの府県で奉祝を奨励し、祝祭的な舞台を設定した。
- ③ 天皇の「視線」を利用して路上での裸体や排泄行為を取締事項としたところがあるが、これは巡幸時の礼儀というだけではなく、改変すべき弊習とし、以後取り締まる方針を示した。これらの府県は開化政策を進めるために巡幸を活用したのである。

以上のような府県庁の取り組みにより、巡幸の舞台として、整備された清潔な道路と提灯や神燈などで輝く夜、敬意を表して天皇を迎える多数の民衆で構成された空間が用意され、多くの場合、祝祭的であった。そして、このような舞台設定の仕方は次の巡幸の原型となつたのである。

巡幸の当日は、政府が意図した通り多くの民衆が天皇を「拝見」したが、民衆は洋服を着用した馬上の天皇を至近距離で見て失望して批評した。それは民衆が天皇に対する遠慮のない感覚を持っていたからであった。還幸した翌月の8月23日に、教部省が「能狂言以下演劇之類、御歴代之皇上ヲ模擬シ上ヲ褻瀆シ奉り候体之義無之様、厚ク注意可致事」（教務省第15号）という達を出したことに見られるように、「視覚的支配」を意図した政府は、皮肉にもその可視性により、民衆に対しこのような「不敬」への注意を出さなければならなくなつたのである。

しかし、洋装の天皇にあわせて全府県官は洋服を着用し、文明開化の率先垂範者を演じた。これは府県庁が開化の先導者たることを民衆に宣言する行為であった。事実、巡幸を機にこれらの府県庁は民衆の日常生活の改変に積極的に乗り出し、政府の開化政策を先取りする様相を呈することになった。

この巡幸が行われている最中の6月に、開化政策に積極的に取り組む東北地方の地方官（本田親雄・置賜県参事・安場保和福島県権令ら）が集まり、「上下之情意」の貫徹の為に巡幸を誘致する会合をもつた¹⁵⁾。地方官らは巡幸を天皇の「視線」が利用できる県治の絶好の援護策として受けとめたと思われる。次の巡幸先は東北地方である。

注

- 1) 朴三憲「明治5年天皇地方巡幸—廢藩置県後、太政官成立の観点から—」（『日本史研究』465、2001年、32頁）。『太政官期地方巡幸史料集成』（以下、『巡幸史料集成』と略す）、第2巻、柏書房、1997年参照。
- 2) 『明治天皇紀』第2、吉川弘文館、1969年、693～731頁。
- 3) 多木浩二『天皇の肖像』（岩波新書、1988年）。T. フジタニ『天皇のページェント』（日本放送出版協会、1994年）。原武史『可視化された帝国—近代日本の行啓幸』（みすず書房、2001年）。佐々木克『明治天皇の巡幸と「臣民」の形成』（『思想』845号、岩波書店、1994年）。佐々木克『明治天皇のイメージ形成と民衆』（西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化受容』新曜社、1997年）。牧原憲夫『巡幸と祝祭日—明治初年の天皇と民衆』（松尾正人編『明治維新と文明開化』吉川弘文館、2004年）。
- 4) 羽賀祥二『明治維新と宗教』筑摩書房、1994年、367～369頁。

- 5) 大日方純夫「天皇巡幸をめぐる民衆の動向—1878年、新潟県下の場合—」(『地方史研究』175、第32巻1号、1982年)。森田敏彦「明治天皇の東北巡幸と宮城県」(渡辺信夫編『宮城の研究』6、近代篇、清文堂、1984年)。滝沢繁「北陸巡幸と民衆統治」(上)(下)(『新潟史学』第24号、第26号、新潟史学会、1990年、1991年)。宮崎康「東北振興策としての山形県巡幸」(『国民国家の構図』、雄山閣出版、1999年)。三木強「明治一四年天皇巡幸と北海道」(『北大史学』38号、1998年)。なお、遠山茂樹『天皇と華族』(日本思想大系2、岩波書店、1988年)にこの問題に関わる史料が多数収録されている。
- 6) 朴、前掲1)。
- 7) 長谷川栄子「明治5年九州・西国巡幸と元田永孚—熊本に視点をおいて—」(『熊本大学社会文化研究』3)2005年)。
- 8) 朴、前掲1)、27頁。
- 9) 高橋秀直「留守政府の政治過程」(『人文論集』神戸商科大学経済研究所、第29卷第1号、1993年、79頁)。
- 10) 「太政官期地方巡幸研究便覧」柏書房、2001年、29頁。
- 11) 明治5年6月10日付、徳大寺実則宮内卿宛西郷隆盛書簡(宮内庁書陵部蔵「参考史料雑纂」138明426)。長谷川、前掲7)、298~299頁。
- 12) 「長崎エッキスプレス新聞」長崎1872年7月20日(宮内庁書陵部蔵、明700)。
- 13) 『巡幸史料集成』第2巻、34~38頁。
- 14) 同上、第1巻、203~204頁。第2巻、47~49頁。なお省略した部分は、行列の先駆け、供奉官の宿手配、開港開市では外国人への衆知方、担当省庁についての指示である。
- 15) 明治元年12月5日沿道府県への達、同2年2月19日御道筋府藩県への達(『巡幸史料集成』第1巻、柏書房、1997年、195~196頁)。
- 16) 『御巡幸紀要』(三重県、1928年、32~33頁、99~100頁)。なお、ここで拙稿(長谷川、前掲7)、300頁)で明治元年東幸のとき以来貫かれてきた方針である、と述べたことへ補足する。
- 17) 『御巡幸紀要』前掲16)、148頁。
- 18) 『三重県の百年』山川出版社、1993年、43~45頁。
- 19) 『御巡幸紀要』前掲16)、147~148頁。
- 20) 同上、101~102頁。
- 21) これは「西本願寺横手並ニ出シ店溝上仮建物之儀、此度、行在所ニモ相成候ニ付テハ不似合ノ筋ニ付、取扱相成候様御沙汰候事、引払跡掃除等行届可取計事、但髪結床同断」という達である(大野英二郎「明治大帝御遺蹟行脚」明治大帝御遺蹟行脚発行事務所、1928年、28頁)。
- 22) お雇い外国人キンドルが指導しており、7時間労働で日曜が休日であった(『造幣局百年史』大蔵省造幣局、1976年、64頁)。
- 23) 大阪に出張した熊本の県官の報告(『御巡幸ニ関スル書類』五年全、第四号、県政資料32-9、熊本県立図書館蔵)。
- 24) 『明治天皇大阪行幸誌』大阪市役所、1921年、114頁。
- 25) 以下に引用の5月15、19、24日の布令は『大阪府布令集』一、大阪府、1971年、542頁、547頁、549頁、551頁。これらの史料は小田康徳氏が紹介している(『明治五年の大坂行幸』(『大阪の歴史』44、大阪市史編纂所、1995年)。なお、5月15日布令の日限は『大阪府布令集』で「廿五日」となっているが、小田氏は「廿日」としている(99頁)。又、この布令を書き写した熊本の県官の報告書でも「廿日」となっており(『御巡幸ニ関スル書類』前掲)23、第九号)、『明治天皇大阪行幸誌』92頁の記述とも一致するため、ここでは「廿日」とした。

- 26) 大阪市史史料第37輯『南大組大年寄日記』(下) 大阪市史編纂所、1993年、48頁。
- 27) 『新修大阪市史』第5巻、大阪市、1991年、36~37頁。
- 28) 『南大組大年寄日記』(中) 大阪市史編纂所、1992年、37頁。
- 29) 『明治天皇大阪行幸誌』96~104頁。
- 30) 『造幣局百年史』46頁。
- 31) 『京都府布令書』明治5年5月13日、第114号(京都府立総合資料館蔵)。
- 32) 同上、明治5年、第124号。
- 33) 『京都新聞』第30号(京都府立総合資料館蔵)。
- 34) 『京都新聞』第18号、壬申二月(国立国会図書館古典籍資料室蔵)。当時の京都は府民の反対をすり抜けながら実施された東京遷都により、公卿や武士が東京に去り、廢仏毀釈により社寺が低迷し、商工業者も京都を去る者が多く、京都の人口は近世最盛期より一万戸も減り、洛中地主免除や十萬円の産業基立金の下賜という政府の配慮にもかかわらず低迷していた(佐々木克『江戸が東京になった日』講談社選書メチエ、2001年、187~190頁)。そのため、勧業政策の一環として博覧会が行われた(井ヶ田良治・原田久美子編『京都府の百年』山川出版社、1993年、40~41頁)。
- 35) 『京都新聞』31号、壬申六月(京都府立総合資料館蔵)。
- 36) 小田康徳「明治五年の大坂行幸」前掲25)、102頁。
- 37) 『明治天皇大阪行幸誌』99頁。
- 38) 『御巡幸紀要』前掲16)、151頁。
- 39) 奈倉哲三『諷刺眼維新変革—民衆は天皇をどう見ていたか』校倉書房、2004年、436頁。
- 40) 田村貞雄校注「初代山口県令中野悟一日記」(以下、「中野日記」と略す)マツノ書店、1995年、143~153頁。
- 41) 「中野日記」153頁。
- 42) 同上、153頁。
- 43) 同上、158~168頁。
- 44) 『御巡幸記録』明治五年五月、第二二号、(戦前A総務120、山口県文書館蔵)。
- 45) 同上、第二〇号。
- 46) 同上、第二〇号。
- 47) 同上、第五八号。
- 48) 同上、第七三号。「馬関支庁記録」自明治四年至同五年、第三五号(戦前A総務74、山口県文書館蔵)では36名。
- 49) 『京都新聞』第三十二号(京都府立総合資料館蔵)。
- 50) 『馬関支庁記録』第三五号。
- 51) 『山口県警察史』上巻、1978年、425~429頁。
- 52) 同上、428~429頁。「御巡幸記録」前掲44)、第二十三号。
- 53) 『御巡幸記録』、第十九号。
- 54) 同上、第二十三号。
- 55) 同上、第七十五号。
- 56) 丸山権大属殿・牛嶋権少属殿あて庶務課書簡(『庶務課事務簿』明治自五年至八年、東京出張処来往翰、14-208-2、長崎県図書館蔵)。
- 57) 長崎出身の浅田熙光のことと思われる。明治5年2月版の「袖珍官員録」で役職は不明だが、同6年版では宮内大禄となっている(『明治初期の官員録・職員録』第2巻、寺岡書洞、1977年、269頁)。

- 58) 『明治五年壬申御達留』外務課 (14-625-2、長崎県図書館蔵)。
- 59) 『文書科事務簿』明治從五年至九年、官省來往翰全 (14-70-6、長崎県図書館蔵)。
- 60) 『文書科事務簿』明治五年一月 (14-83-1-5、長崎県図書館蔵)。『明治天皇肥後行幸誌』明治天皇聖蹟光揚会、1932年、240~242頁。
- 61) 『日本庶民生活史料集成』(以下、「庶民生活史料集成」と略す) 第21巻、村落共同体、三一書房、1979年、485頁。
- 62) 『庶務課事務簿』前掲56)。
- 63) 『庶務課雜書』(14-81-6)。『長崎県御駐輦中御巡幸日誌』(13-159-1)。ともに長崎県図書館蔵。
- 64) 同上。
- 65) 『長崎エッキスプレス新聞』1872年7月20日(明700、宮内庁書陵部蔵)。
- 66) 『新熊本市史』通史編近代1、熊本市、2001年、197~223頁。
- 67) 長谷川、前掲) 7、304~305頁。
- 68) 『御巡幸ニ関スル書類』前掲23)、第四号、第九号。
- 69) 同上、第百二十一号。
- 70) 『天明村史』下、1961年、356頁。
- 71) 『御巡幸ニ関スル書類』前掲、23) 第十九号。『明治五年熊本県管内達』(県政資料12-58、熊本県立図書館蔵)。
- 72) 『明治天皇肥後行幸誌』265頁。
- 73) 『明治五年熊本県管内達』前掲、71)。
- 74) 熊本市歴史資料室複製資料『渋谷家文書』897~899頁より引用。『御巡幸ニ関スル書類』前掲、23) 第十五号。この布達は6月7日に作成された。
- 75) 『明治天皇肥後行幸誌』団絵第55、254頁。
- 76) 『明治天皇肥後行幸誌』298頁。「吉凶後鑑録」、「尾跡地藏講御帳」(『河内町史』資料編第3、河内町、1991年、24頁、58頁)。
- 77) 『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、鹿児島県、1980年、402~403頁。なお、『鹿児島県史料』旧記録追録8(鹿児島県、1978年)にも収録されている。以下、注85、86、88も同様。
- 78) 『薩南御巡幸録』(五)(『鹿児島新聞』第8012号、明治41年12月10日)。
- 79) 南日本新聞社編『鹿児島百年』(中)明治篇、春苑堂書店、1974年、81頁。
- 80) 『薩南御巡幸録』(二)(『鹿児島新聞』第8008号、明治41年12月6日)。
- 81) 川邊村教育会編『川邊村郷土誌』廣文堂書店、1917年、254~255頁。『鹿児島百年』(中)、83~84頁。
- 82) 『鹿児島百年』(中)、84頁。
- 83) 『明治天皇紀』第2、711頁。
- 84) 『明治天皇肥後行幸誌』298頁。
- 85) 『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、398~399頁。
- 86) 同上、403頁。官民両用の奉迎心得であるが、県官用心得4カ条は省略した。
- 87) 『中野日記』136頁。
- 88) 『鹿児島県史料』忠義公史料第7巻、403頁。
- 89) 『明治五年西国中国筋御巡幸御事蹟取調遺老談話筆記』(『巡幸史料集成』第2巻、258~259頁)。なお、野津は丸龟から西郷兄弟とともに一足先に東京へ戻った(『明治天皇紀』第2、727頁)。
- 90) 『鹿児島百年』(中)、82頁。
- 91) 『明治天皇御駐輦記』丸亀市役所、1919年、7頁(丸亀市立図書館蔵)、5月布達。

- 92) 同上、10頁、6月布達。
- 93) 同上、11頁、6月23日布達
- 94) 同上、35頁。
- 95) 『明治五年兵庫県御巡幸一件雑款』(明870、宮内庁書陵部蔵)、5月18日付の東京出庁から兵庫県本庁宛報告、および5月29日付の田井権少属・水谷少属より兵庫県御巡幸御用掛宛報告。
- 96) 同上、5月29日付報告。
- 97) 同上、5月24日付。
- 98) 同上、5月付。ただし日付を欠く。
- 99) 同上、6月21日～28日付で御役所宛に掃除・道路修繕等終了の報告が各町から提出されている。
- 100) 同上、6月29日付の山口県から兵庫県宛文書。
- 101) 『長崎エッキスプレス新聞』1872年7月27日(明700、宮内庁書陵部所蔵)。
- 102) 『明治五年西国中国筋御巡幸御事蹟取調遣老談話筆記』(『巡幸史料集成』第2巻、242頁)。
- 103) 同上、263～264頁。
- 104) 『庶民生活史料集成』第21巻、316頁。
- 105) 『南大組大年寄日記』下、38～40頁、4月24日布達。
- 106) 『庶民生活史料集成』第21巻、336頁、4月24日布達。
- 107) 同上、379頁、4月9日布達。
- 108) 今西一『近代日本の差別と性文化』雄山閣出版、1998年、138～153頁。
- 109) 南博「明治初期の風俗政策と社会心理」(一橋大学一橋学会編『一橋論叢』第50巻第4号、日本評論新社、1963年、385～386頁)。
- 110) 引用は『明治五年壬申御達留』前掲58)による。なお、『庶民生活史料集成』第21巻、491頁に記載されている史料と字句に異同がある。
- 111) 『庶民生活史料集成』第21巻、326頁、336～337頁、491頁。
- 112) 政府が太政官布告第256号で、地方における違式詐違条例を颁布したのは明治6年7月であり、熊本はそれ以前に「違式要目」を布達したのである。なお、政府は「三府五港」以外でただちに施行する方針はもっていなかった(神谷力「地方違式詐違条例の施行と運用の実態」(手塚豊教授退職記念論文集『明治法制史・政治史の諸問題』慶應通信、1977年、165～172頁)。上野平真希「警察機構の創出—熊本を舞台として—」(『熊本史学』近日刊行、印刷中))。
- 113) 朴、前掲、1)、31～35頁。南、前掲、109)、376頁。
- 114) 今西、前掲108)、171頁。
- 115) 鈴木しづ子『明治天皇行幸と地方政治』日本経済評論社、2002年、14～15頁。
- 謝辞) 本稿作成に当たって社会文化科学研究科三澤純先生から多くの助言をいただいた。篠く御礼申し上げる。

Proclamations of Prefectural Offices in the First Emperor's Inspection Tour of the Fifth Year of the Meiji

HASEGAWA Eiko

The Emperor visited nine prefectures in southwest Japan in 1872 (the fifth year of the Meiji). The government gave notice that prefectural governors showed the Emperor freely to the people. Each governor, however, indicated to his people the way of the welcome, as follows:

1. To show respect to the Emperor, stated in every prefecture.
2. To give the Emperor a hearty welcome, in most prefectures.
3. Not to have disgraceful action such as nakedness out of doors and urinating by the roadside, in some prefectures.

The first statement was necessary to call people's attention, because they had not recognized the Emperor's authority. For the second statement, people decorated their houses with Shinto straw festoon and lantern, and displayed fireworks. These two statements became the fundamental items for reception on the following Emperor's inspection tours. The third was intended to change the old bad custom to western style. This notice was expanded nationwide and enforced as an "enlightened policy".